

## 令和3年度「違反建築防止週間」について

### 1 要旨・目的

- (1) 建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成を図ることを目的として、全国一律に、10月15日～21日を「違反建築防止週間」と定めている。
- (2) この期間において、県及び各特定行政庁は、建築基準法その他関係法令の目的及び内容について広く県民へ周知するとともに、違反建築を未然に防止するための取組を実施する。

### 2 現状・背景

—

### 3 概要

#### (1) 実施主体

県、広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、三次市、東広島市、廿日市市  
(建築確認事務等を行っている県及び8特定行政庁(県は、8市以外の市町を管轄))

#### (2) 実施期間(日時)

令和3年10月15日(金)から令和3年10月21日(木)まで

#### (3) 場所

広島県全域

#### (4) 実施内容

##### ア 一斉パトロールの実施

各実施主体が、消防部局等の関係機関の協力を得てパトロール班を編成し、次の工事現場を重点的に巡回パトロールする。

- (ア) 建築確認済証<sup>※1</sup>の交付から1年を経過しても、完了検査<sup>※2</sup>を受けていないもの
- (イ) 工事監理者<sup>※3</sup>を定めないまま、工事に着手したもの
- (ウ) 戸建住宅(建築確認済証<sup>※1</sup>の交付から1年を経過しても、完了検査<sup>※2</sup>を受けていないもの)

※1 建築物の計画が建築基準法等に適合していることを確認した書面のこと

※2 工事完了した建築物が建築基準関係規定に適合していることを検査すること

※3 工事が設計図書のとおり実施されているかを確認する者(建築士)のこと

##### イ 違反是正指導の実施

これまで法令違反を指摘した建築物について、引き続き是正指導を行う。

## ウ 建築基準法等の周知

### (ア) 実施内容

住宅等を建築する際の法令上の留意点、手続きなど、窓口を設け県民からの相談を受け付ける。

### (イ) 相談窓口の設置場所

各建設事務所建築課内、広島市各区役所建築課内、広島市以外の各特定行政庁建築指導主管課内に建築相談窓口を設置する。

## エ 広報活動

### (ア) 懸垂幕やポスターの掲示

### (イ) 広島県ホームページへの掲載

### (ウ) 啓発用パンフレットの配布（各実施主体の窓口での配布）

### (エ) 各市町及び建築関係団体への周知